

第2次松本市多文化共生推進プラン施策実施状況 (R元年11月末現在)

(1) コミュニケーション支援

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策 (※◎は新規施策)	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
ア 情報の多言語化とキーパーソン活用	(ア) 多様な言語、メディアによる行政・生活情報の提供	○	○	1	◎ニーズに対応した内容の「多言語生活ガイドブック」改訂版(6カ国語)の作成	人権・男女共生課	イラストを用い分かりやすい内容に見直した。現在、やさしい日本語を加えた8か国語に対応。(英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語、タイ語、ベトナム語、やさしい日本語)。令和元年度に既存の7言語に加え、ベトナム語を追加。	
					○SNS等で「多言語生活ガイドブック」を利用できる環境づくり	人権・男女共生課	市ホームページの他、多文化共生プラザフェイスブックから取得できる環境を整備。QRコードからスマートフォンに取り込みができるなど利便性の向上を図っている。	
					○生活関連多言語ホームページの作成	人権・男女共生課	市ホームページの自動翻訳(Multilingual)機能を活用することで、イベント情報等の情報取得は可能となっている。(自動翻訳対応言語:英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フランス語、ドイツ語、タイ語)	
					○多文化共生プラザでの「多言語生活ガイドブック」の内容詳細説明	人権・男女共生課(多文化共生プラザ)	相談対応する中で、多言語生活ガイドブックの内容や制度等の説明を行っている。	
					○転入時に「多言語生活ガイドブック」を配布	市民課	6番窓口で配布。	
					○ゴミの分別及び収集日に関する資料の多言語化(さし絵の多用)	環境業務課	ごみ・資源物の分け方出し方7ヶ国語(英語・中国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・タイ語)を作成し必要時に配布している。令和2年4月よりベトナム語を追加予定。「ごみ分別アプリ」において、ごみ・資源物収集日程表やごみ・資源物の分け方出し方を7か国語で情報発信している。令和2年4月よりベトナム語を追加予定。令和元年12月現在、アプリ利用者数157件。	
					◎各種事業・イベント情報の多言語化とSNS等を活用しての情報提供	人権・男女共生課(多文化共生プラザ)	多文化共生プラザのフェイスブックで、中国語、ポルトガル語、英語、タイ語で情報発信している。今後は提供する情報と対応言語の充実を図っていく。	
					○各種申請書類の多言語化の研究	各担当部局	・すいすいタウン自転車使用申込書を中国語と英語に訳し対応をしている。また、窓口で英語での案内の対応を図っている。(中央公民館) ・住民異動届及び住民票申請書の記載例を多言語化(英、中、韓、ポルトガル)。所得証明書のポルトガル語版作成。(市民課)	
	○		2	○広報まつもとの情報や知りたい情報をSNSや市HP等により発信	人権・男女共生課	現在、多文化共生プラザのフェイスブックで、イベント情報や制度の変更などを中国語、ポルトガル語、英語、タイ語で提供している。今後も継続し、情報を充実して提供していく。		
				○市民活動団体との連携により知りたい情報の精査	人権・男女共生課	関係団体やキーパーソンとの意見交換会を定期開催し、提供する情報や発信のあり方について検討を重ね、広く伝わる情報へと改善していく。		
	○	(イ)地区キーパーソン活用		3	◎各地区に日本人キーパーソンを育成	人権・男女共生課	地区単位での募集・育成は進んでいないが、キーパーソンの具体的な役割等を明確にすることと、キーパーソン研修会や意見交換会を定期開催することとしており、機会をとらえて人材の発掘と育成を進めていく。	
					○キーパーソンネットワークでの情報共有	人権・男女共生課	キーパーソン研修の定期開催により、多文化共生に関する新制度等の周知やキーパーソン同士の情報共有を実施していく。	
					○キーパーソン研修の実施	人権・男女共生課	令和2年3月に開催を予定している。今後は年数回の研修会、意見交換会を定期開催していく。	
					◎ネットワークを活用したキーパーソンから外国人住民への情報等伝達	人権・男女共生課	地域の外国人住民との共生は地域づくりに密接に関係しており、市関係部局で構成する、地域づく関係課調整会議の中でキーパーソンネットワークの構築に向け検討を進めている。	
					◎プラザで寄り添い型支援の実施	人権・男女共生課	実績: H27年度69回、H28年度67回、H29年度84回、H30年度95回、R元年度52回(11月末現在)委託業務として継続して実施。	

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
	(ウ) 外国人住民の生活相談の充実	○			4	○プラザの相談員相互の情報交換	人権・男女共生課	実績: 月1回全体ミーティングを開催し情報交換を行っている。継続して実施していく。
						○プラザ相談員の事例検討等によるスキルアップ	人権・男女共生課	実績: 月1回事例検討会開催。継続して実施していく。
						○プラザ相談員とキーパーソンとの連携	人権・男女共生課	現在登録されているキーパーソンとの連携はとれているが、地域のキーパーソンを増やしていくことが課題。
	(エ) 外国人住民が集住する地区等での相談窓口の設置	○			5	○集住地区での相談の実施	人権・男女共生課	H28年度、並柳地区では「並柳プロジェクト」として、外国人住民に関する相談について対応した。また、H29年度は寿台地区でも実施された。今後、これらの地区の取組みを参考に他の外国人集住地区への広がりを進める。
						○コミュニティの拠点である外国食材店での相談の実施	人権・男女共生課	H30年度に協力していただけるお店やお寺、教会等ににプラザのチラシを置いていただき、何かあったらプラザへ繋いでいただくことを依頼した。
						○民生・児童委員との連携	人権・男女共生課	H31年3月、民生委員・児童委員会長会で多文化共生プラザの業務内容について説明。外国人住民からの相談については連携して対応することを依頼した。
○地域づくりセンターとの連携						人権・男女共生課 地域づくりセンター	H28年度から「並柳プロジェクト」として並柳団地町会で相談事業を展開し、日本人外国人問わず相談窓口を設けた。(H28: 相談会2回、戸別訪問1回 H29: 相談会9回)また、これをモデル事業とし、寿台地区へ展開した。 「並柳団地プロジェクト」への地域窓口として参加し、本関係各部署との連携を図る。また、関係団体が集まる連絡会(不定期開催)に出席し、情報の共有化・意見交換を実施(庄内地区)	
(ア) 多言語生活ガイドブックの活用促進	○			6	○「多言語生活ガイドブック」の利用促進	人権・男女共生課	QRコードを付したチラシを配布。SNS等でも利用を促している。	
					○ガイドブックの内容について説明対応する各担当部署の相談体制の充実	各担当部局	窓口での英語の対応を図っている。(中央公民館)	
	○	○		7	◎企業への活用依頼	人権・男女共生課 労政課	H30年7月松本公共職業安定所を通じて、外国人雇用企業へガイドブックを配布した。今後は、外国人雇用の手続き時に雇用事業者に対しリーフレットの配布を依頼していく。 H30 「労政まつもと」に紹介記事を掲載した。 R元年10月「労政まつもと」に紹介記事を掲載した。	
					○企業での生活ガイドガイダンスの検討	人権・男女共生課 労政課	希望事業者に対してはガイダンスを開催する旨周知した。 H30 「労政まつもと」に紹介事例を掲載した。引き続きニーズを把握する。 R元10月「労政まつもと」に記事を掲載した。引き続きニーズ把握に努める。	
	○	○		8	◎文化庁受託日本語教育事業 (H26～28) のノウハウを活かした教室運営への支援	人権・男女共生課	文化庁事業に携わったスタッフを各地域の日本語教室に繋げた。また、同事業で作成した副教材を、各教室に配布し利用いただいている。	
					○各教室に必要な日本語ボランティアの募集	中央公民館	広報やチラシを用いて、日本語ボランティアの周知をしている。	
○新規教室開設の検討 (集住状況、地域バランス、開催日・時間)					人権・男女共生課 中央公民館	R元年度、文化庁日本語教育事業として県が開設する新規日本語教室(芳川公民館)について周知等行った。現在の日本語教室設置状況から、新規教室開設は考えていない。 現在、中央公民館及び地区公民館4館で日本語教室を行っている。 新規教室に関しては、市内現状等を把握し、人権・男女共生課と連携して検討する。		

大項目	中項目	取組期間			施策 No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
イ 日本語及び日本社会に対する学習支援	(イ) 日本語及び日本社会に対する学習機会の提供	○	○		◎対象を細分した日本語教室の検討	人権・男女共生課	令和元年6月に施行された「日本語教育推進法」による今後の国の動向も踏まえながら、関係課とも連携して検討していく。	
					中央公民館	日本語のレベル別にした指導を行っている。		
					◎喫茶店、レストランと連携した「多文化共生サロン」（観光客も利用可）の検討	人権・男女共生課	多文化共生サロンの設置場所について、市内施設利用などを検討していく。	
		○	○	9	◎日本語教育の拠点となる「日本語教育・学習支援センター」を設置	人権・男女共生課	令和元年6月に施行された「日本語教育推進法」による今後の国の動向も踏まえながら、教育部とも連携して検討していく。	
					中央公民館 (地域日本語教室)	日本語教室との関わりを生かし、人権・男女共生課と連携して検討する。		
					◎教室アドバイザーの設置	人権・男女共生課	地域日本語教育コーディネーターを中心に人材を検討し、関係課と設置について協議する。	
					中央公民館 (地域日本語教室)	市内日本語教室の現状を把握し、人権・男女共生課と連携して検討する。		
					◎松本版教材の検討	人権・男女共生課	H28年度文化庁日本語教育事業で作成した「松本版副教材」を各教室に提供している。	
					中央公民館 (地域日本語教室)	文化庁日本語教育事業で作成した「松本版副教材」を、各教室で活用している。		
					○教材・指導書等の充実	人権・男女共生課	H28年度文化庁日本語教育事業で作成した「松本版副教材」を各教室に提供している。	
					中央公民館 (地域日本語教室)	各教室の状況に応じて、教材等の購入及び作成を行っている。文化庁日本語教育事業により作成された「松本版副教材」を、各教室で活用している。		
					○日本語教室に関する情報の収集・発信	人権・男女共生課	文化庁日本語教育事業(H28)で作成したパンフレット等により情報発信している。今後は、各地域日本語教室から情報収集し、SNS等用いて発信していく。	
					中央公民館 (地域日本語教室)	各教室でスタッフ会議を開催し、情報の収集・発信をしている。		
					○市内日本語教室間の交流	中央公民館 (地域日本語教室)	教室間の情報共有の必要性について改めて考え、交流が図れるよう検討する。	
					○情報交換や交流をベースにした日本語学習活動の支援	人権・男女共生課	現在、H26～28年度に文化庁事業へ携わっていただいた方々の活動に対し、実施場所の提供等している。	
◎教室コミュニティの日本人キーパーソン育成	人権・男女共生課	キーパーソン研修会等を定期的に行い、各教室にも参加を呼び掛けていく。						
○多様なニーズへの対応力を高めるための日本語ボランティア講座の開催	中央公民館	H30年度に2回講座で実施した。日本語教室の現状等を把握し、検討する。						
◎企業が求めている人材の調査を実施し、教室内容に反映	労政課	「あいさつをする」、「時間を守る」など、最低限の日本社会についての学習に加え、就職に必要なノウハウを、厚生労働省主催の就労準備支援研修の中で行っている。今後も受講者が増えるよう、周知に協力する。						

(2) 生活支援

大項目	中項目	取組期間			施策 No.	具体的施策 (※◎は新規施策)	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
ア 防災	(ア) 災害への対応・防災への意識啓発・訓練への参加	○	○		10	○SNS等を用いての多言語による防災に関する情報の提供	危機管理課	関係部署と連携し、多言語による防災に関する情報の提供方法について検討を行う。
						人権・男女共生課	・H29年度に「多言語防災ハンドブック」を作成し、市HPへ掲載している。また、多文化共生プラザのFB等でも提供している。 ・避難所における「多言語表示シート」の活用と作成について、庁内及び外国人集住地区公民館を中心に説明を行っている。	
						人権・男女共生課	H27、28、30、R元年度に、市総合防災訓練へ外国人住民が参加した。(H27 4人、H28 12人、H30 3人、R元 3人参加)H29年度は、「外国籍県民のための防災訓練」を県と共催して実施した。(50人参加) 今後は関係部局と連携し、各居住地区の訓練に参加を促す。	
						危機管理課	市総合防災訓練において、総務部が、避難所の各窓口を多言語による表記で実施し、外国人住民の理解を容易にした。	
						地域づくりセンター	各地区の防災訓練・避難所運営訓練については、地区の実情に応じて実施状況が異なるが、避難所地区ごと避難所運営委員会の設置及びマニュアルの整備を進めている。 庄内地区まちづくり協議会防災委員会及び並柳小学校避難所運営委員会では10月27日に並柳小学校で避難所運営訓練を実施し、同様に避難所内の施設案内(サイン)等を多言語で表記し、外国由来の方への対応の一つとした。 引き続き、並柳小学校避難所運営訓練に際して対応して行きたい。また、他の避難所においても検討して参りたい。(庄内地区)	
						人権・男女共生課	H29.10月の「外国籍県民のための防災訓練」内で出前講座を実施。H31.2月、地区公民館にて災害時対応講座を実施。引き続き各関係部署と連携し、地区における災害時対応講座を実施していく。	
						危機管理課	・関係部局と連携し、外国人を対象とする出前講座を実施をする。	
	地域づくりセンター	並柳団地町会は長野県中部を震源とする地震の発生以降、出前講座(危機管理課)を活用して防災研修を実施した経過があったが、外国人の災害対応講座を目指したものではなかった。平成27年度には市の災害時対応講座(演劇を使ったワークショップ)を初めて開催し、外国由来の方を含め約40名が参加。今後は、外国由来の避難者も想定した並柳小学校避難所運営訓練の実施について、関係者と進めて行く。(庄内地区)						
	福祉計画課	○災害時等要援護者登録制度への登録推進のための周知啓発	H29年度に人権・男女共生課と連携して「災害時等要援護者登録制度」の5か国語リーフレットを作成。					
	(イ) 避難所支援・外国人被災者を支援する組織の設置	○	○		11	○多言語支援センターマニュアルの整備	人権・男女共生課	H29年9月マニュアルを策定した。 今後は、風水害にも対応できるより実践的な運用マニュアルに向け内容の充実を図っていく。
						危機管理課	マニュアルを検証するため、総合防災訓練や図上防災訓練を実施する。	
						◎多言語支援センターの組織編成・業務内容・他団体との連携についての確認	人権・男女共生課	組織編成や業務内容についてマニュアルに記載。NPO法人中信多文化共生ネットワークと協定を締結。支援の体制整備を図っている。
						◎多言語支援センターの設置・運営訓練の実施	人権・男女共生課	H29年10月、県と共催して実施。(50人参加)。 風水害にも対応すべく様々な災害を想定した訓練を定期的実施していく。
						◎防災・緊急時用の「やさしい日本語」講座の実施	人権・男女共生課	防災をテーマにした多文化共生フォーラムや、企業人権、市職員を対象としたそれぞれの研修会等で「やさしい日本語」をテーマに講座を開催している。今後も、やさしい日本語の普及に取り組む。

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
					○災害時要援護者支援プランとの調整	人権・男女共生課	R2年4月に災害時等要援護者登録名簿が、避難行動要支援者名簿に統合されるため、新たな制度内容について周知方法等担当課との協議をしていく。	
						福祉計画課	未実施。（周知啓発のための基盤づくりを行う。）	
	(ウ) 災害時通訳ボランティア等の育成・確保	○		12	○多言語支援センター設置・運営訓練（県主催）への参加	人権・男女共生課	県主催の外国籍県民のための防災訓練開催について、プラザのFacebookで周知し、参加を呼びかけている。	
○多文化共生推進連絡会議や多文化共生くらしのサポーター運営委員会での情報交換					人権・男女共生課	担当職員が会議に出席し、県や他市町村の取組みについて、情報交換を行っている。		
◎多言語支援センターマニュアルでの規定					人権・男女共生課	災害時の通訳・翻訳ボランティアの派遣についてマニュアルで規定した。		
	(エ) 伝達情報の多言語化	○		13	◎緊急速報メール・松本安心ネット等の活用と災害情報の多言語化の研究	危機管理課	関係部署と連携し、多言語による防災に関する情報の提供方法について検討を行う。	
◎キーパーソンの活用による伝達体制の研究					人権・男女共生課	キーパーソン・ネットワークを活用した情報発信について、手段・方法等を検討中である。		
◎防災訓練及び災害時多言語支援センター運営訓練での多言語化訓練					人権・男女共生課	市の総合防災訓練では、多言語表示シートを活用し、災害情報の多言語化訓練を行っている。		
	(ア) 学校入学時の就学案内や就学援助制度等の多言語情報の提供	○		14	○「多言語生活ガイドブック」の利用促進	人権・男女共生課	QRコードを付したチラシを作成して配布している。また、SNS等で利用を促している。	
○ガイドブックの内容について説明対応する各担当部署の相談体制の充実					各担当部局	説明対応の際、必要に応じて多文化共生プラザ相談員が同行支援を行う。		
○学校生活やルール等をまとめたガイドブックの作成と活用					学校指導課	対象園児が在籍する保育園及び保護者に配布した。入学前ガイダンスの説明資料として活用している。		
○学校参観の推奨					学校指導課	指導主事の学校訪問において、松本市子ども日本語教育センターの支援対象児童生徒の学習状況等を把握している。また、松本市子ども日本語教育センター支援員の授業を定期的に参加し、支援の状況や児童生徒の状況を把握し対応している。		
○「放課後児童健全育成事業」の周知					こども育成課	日本語を母語としない保護者及び児童の受入れ体制を整えるよう指定管理事業者及び委託業者と調整したうえで、案内文の多言語化を行い、周知を図ることを検討。しかし、上記対象者が少人数であることと、通訳を通して当事業の制度を理解いただくので、最終的に個別の対応が必要なことから、案内文の多言語化は当面行わないこととした。今後の取組みとしては、日本語を母語としない保護者及び児童の受入れについて、学校及び施設管理者と一層連携し、調整を図る。		
				○入学前ガイダンスの案内と資料の多言語化	学校指導課	H27年度に英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語に翻訳した案内について、修正を加えて活用している。		
				○関係機関との連携による入学前ガイダンス周知	学校指導課	保育課を通じて、松本市内全幼稚園及び保育園へ来入児調査と対象保護者への案内及び資料配布の協力を依頼した。本年度も継続実施していく。		
					保育課	説明会の実施に当たり、会場の提供及び資料配布への協力をしている。関係機関との連絡調整を行っている。		

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
		○			15	○就学前ガイダンスの実施	学校指導課	小学校入学にあたっての保護者の不安を解消するため、就学ガイダンスを平成29年度より実施しており本年度も開催した。継続実施していく。
						○中学進学ガイダンスの実施	学校指導課	H28年度は、中学校の学習や生活について示した「中学校進学ガイド」を作成した。H29年度からは、年1回実施している。中学校進学のためのガイダンスは不適應防止に向けて有効な支援である。継続的な実施が有効であるため、回数や時期を検討しながら、来年度以降も継続実施する。
						○高校進学ガイダンスの実施	人権・男女共生課	ガイダンスの通訳について、学校指導課からの依頼に基づき、通訳者を派遣している。R元年度は、中国語、タガログ語、ポルトガル語の通訳者を派遣した。
						○出張ガイダンスの実施	学校指導課	保育園や幼稚園に対象園児が複数在籍する芳川小学区でプレ日本語教室を開催出張ガイダンスについて検討する。
	(イ) 日本語学習の支援	○	○		16	◎初期段階の日本語に重点をおき、関係者による研究協議会を設置、支援体制づくりを推進	学校指導課	毎月行われる松本市子ども日本語教育センターの定例会にて、支援対象児童生徒の現在の状況と支援内容について協議し、支援体制づくりを推進している。今後も継続して実施していく。
							人権・男女共生課	来日間もない学校入学者について、学校、子ども日本語教育センター、多文化共生プラザ、地域日本語教室が連携し支援体制をとっている。
		○			17	○支援に当たっている教職員の支援力の向上のため研修会等の定期的開催	学校指導課	平成30年4月に、日本語教育開始にあたって説明会を開催。平成31年1月の教頭会で研修を実施。来年度も同様の会を開催し、支援に当たっている教職員に周知する。
		○			18	○学校における日本語・バイリンガル支援員の養成講座の開催	学校指導課	「松本市子ども日本語教育支援員養成研修(全8回)」を随時実施
						○日本語・バイリンガル支援員登録制度の検討	学校指導課	令和元年度、バイリンガル支援員の資格を明確にし、2名を配置
						○日本語ボランティア養成講座の開催	中央公民館	H30年度に4回講座で実施した。今年度はボランティアが充足しているため実施していないが、今後柔軟に検討していく。
		(ウ) 進路指導	○	○		19	○進路ガイダンスの実施（高校・大学・就職）	学校指導課
	○バイリンガル支援員の派遣						学校指導課	H29年度は、中国語によるバイリンガル支援員を清水中学校に派遣した。H30年度は未実施。R01年度は2名のバイリンガル支援員を配置。きめ細やかな支援につながるよう体制づくりを進める。
	○子ども日本語教育センターと多文化共生プラザの連携						学校指導課	子ども日本語教育センターと多文化共生プラザとが生活環境や学校での様子等の情報を共有し連携している。
	○多言語相談での個別対応						人権・男女共生課	進路ガイダンスや多言語相談の個別対応の実施について、多文化共生プラザのFB等で情報発信している。また、生活環境や学校での様子等の情報を共有し連携している。
	○多言語相談での個別対応						学校指導課	各校の依頼を受け、個別懇談会等に通訳を派遣し、進路指導、生活指導等に対応している。
○多言語相談での個別対応	人権・男女共生課						現在、学校からの進路相談等の通訳派遣依頼に対して多言語相談員を派遣している。今後も学校及び学校指導課と協力して継続実施していく。	
					○高校進学率を含む進路状況の調査	学校指導課	昨年度より実施。対象生徒の日本語力についての資料を作成し、入学先の高等学校に送付した。	

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
イ 子どもの育成	(エ) 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進と地域ぐるみの取組の実施	○			20	○松本版コミュニティスクールを活用した学校での国際理解及び多文化共生教育の推進	学校指導課	地域と学校が連携した国際理解及び多文化共生教育が推進できるか各校運営委員会にて検討する。
							中央公民館 (地区公民館)	学校指導課と連携し、さらなる充実を図る。
						○松本版コミュニティスクールを活用した学習及び生活支援の推進	学校指導課	松本版コミュニティスクールを活用し、各校において外国語活動の講師や異文化交流の講師を招き、学習支援として実施した。
							中央公民館 (地区公民館)	芳川公民館では、区内の小中学校に通う外国籍生徒への日本語指導を行なう日本語学級を開催している。小学生を対象にした読み聞かせや学習支援などを実施した地区もあり、今後も各地域の状況に応じた学習及び生活支援の推進を図る。
						○文化の相互理解の推進	学校指導課	各校の学校人権教育において実施している。
							中央公民館 (地区公民館)	毎年、「こいこい松本」を実施して、諸外国の事情等を紹介している。
		文化振興課	平成28年度に策定した「松本市文化芸術基本方針」に基づき、人権・男女共生課が実施する多文化共生に係る相互理解の推進に関する事業について、進捗状況等の管理を行う。 基本方針に掲げる事業3年目(30年度)の評価検証及び、中間評価を実施した。 事業4年目の評価検証に向けた集約を実施予定					
		○		21	○松本版コミュニティスクールと同時に「地域理解のための重点地区事業」として、外国籍児童生徒の集住地区をモデル地区とする導入を検討	人権・男女共生課	現在コミュニティスクールとの連携は行っていない。生涯学習課等、関係課と検討していく。	
						学校指導課	生涯学習課、地域づくり課と連携し、検討していく。	
						中央公民館	人権・男女共生課、学校指導課、地域づくり課と連携して引き続き検討していく。	
		○		22	○学校向け、地域向け、行政向けの出前講座プログラムの作成	人権・男女共生課	行政向けの「やさしい日本語の講座」をH28年度以降毎年実施している。また、R元年度は、松本市企業人権啓発推進連絡協議会や公民館主事研修会でも実施した。	
					○出前講座プログラムの情報発信	人権・男女共生課	各部局へ出前講座の周知を依頼している。	
(オ) 不就学の子どもの対応	○		23	○就学状況調査の実施（不登校含む）	学校指導課	未就学の調査については学校教育課で実施している。不登校については外国籍児童生徒関係なく関わっている。		
				○不就学、不登校児童・生徒のいる家庭への個別対応	学校指導課	不就学については、学校教育課から該当者に通知をし対応している。不登校への対応は外国籍児童生徒関係なく実施している。		
					人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)	多文化共生プラザに相談があった場合は、ヤングにほんご教室に繋ぐ等、事案に応じ対応している。		
				○関係機関との連携	学校指導課	特に連携はしていない。		
					人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)	学校教育課との情報共有を行っている。		

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
(カ) 就学年齢を過ぎた子どもへの対応	○			24	○「ヤングにほんご教室」の活用	学校指導課	来庁者及び就学ガイダンス参加者や研修会参加者等に、「ヤングにほんご教室」について紹介し周知する。	
						中央公民館	就学年齢を過ぎた子どもについても、ヤングにほんご教室で将来の進学・就職を支援している。	
					○日本語教室での子どもの受入れ	中央公民館	ほとんどの日本語教室で子どもの受入れは可能である。ただ子どもの学習に特化した教室は限定される。(ヤングにほんご教室、中信にほんごひろば並柳教室等)	
					○子どもを取り巻く状況、ニーズを把握しながらの教室運営	中央公民館	市内日本語教室及び人権・男女共生課と連携しながら、教室運営について検討していきたい。	
(キ) 就学年齢前の子どもへの対応	○			25	◎就学前の子どもの現状把握	保育課	毎年、各園で、「入学予定児童に係る外国籍児童の実態調査」を実施しており、保育要録、連絡シートにより、子どもや保護者の実態を把握し、小学校へ情報提供を行っている。	
					○指導内容の検討	学校指導課	「プレ日本語教室」の内容も検討している。	
(ク) アイデンティティ確立のための母語支援	○			26	○母語図書の購入	人権・男女共生課	女性センター書棚に数冊配置している。近年、母語の重要性が指摘されてきており支援のあり方について検討していく。	
					○母語教室の開設の検討	人権・男女共生課	未実施。国の動向を注視し、母語支援の在り方について検討する。	
(ケ) 乳幼児期の外国人の親子に対する情報提供・支援	○			27	○「子育てガイドブック」の多言語化	こども育成課	民間業者との協定により協働発行している冊子であるため、多言語化の可能性について業者と調整した。結果、民間業者が広告料により作成しているため、多言語化による費用対効果が見込めないことからガイドブックの多言語化は困難である。については、ガイドブックの記載事業について個別に対応することとしたい。今後については、ガイドブックの大幅改訂を行う際に多言語化も併せて検討する。	
					○多言語による「つどいの広場事業」と「こどもプラザ事業」の周知	こども育成課	中・英・タガログ・ポルトガル・タイに翻訳したチラシを関係課窓口、こどもプラザ他窓口に設置し周知している。	
					○日本語教室の活用	中央公民館	他課からの依頼に応じてチラシの配布など情報提供に応じている。	
					○日本語教室での託児の実施	中央公民館	日本語教室における託児のニーズを把握し実施について検討する。	
					○公民館講座での託児・通訳の実施	中央公民館	公民館講座や集会等で託児所を設けるが、日本語が理解できない外国人住民の参加はなかった。	
					○相談事業における家庭児童相談員との連携	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)	事案に応じ、情報交換など連携を取っている。	
○保育士や民生委員・児童委員との連携	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)	H30年度、民生委員・児童委員協議会会長会にて、多文化共生プラザの周知を行った。保育園からの依頼に対しては、通訳派遣を行っている。						
28	○健診における保健師との連携	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)	健診への通訳派遣を行っている。					
	○保健師との連携によるこどもプラザでの支援と情報提供	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)	こどもプラザへの多文化共生プラザのチラシ配布、情報提供を行っている。					
	○保健センターにおける支援	健康づくり課	継続して実施する					
	○こどもプラザや保健センター等を利用することができない保護者（親子）への個別支援	健康づくり課	継続して実施する					

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
		○			29	○母子手帳を多言語で配布	健康づくり課	継続して実施する。(9カ国語)
						○予防接種予診票を多言語で作成	健康づくり課	継続して実施する。(6カ国語)
						○予防接種通知文の中に多言語の予診票があることを記載	健康づくり課	通知文に英語で記載している。
						○「離乳食資料」、「母子保健サービスのご案内」を多言語で作成	健康づくり課	現在、資料での案内は行っておらず、個別に案内している(日本人も同様)。
						○乳幼児健診のおたずね票を多言語で作成	健康づくり課	継続して実施する。(6カ国語)
						○外国人の育児相談・指導の実施	健康づくり課	継続して実施する。
ウ 労働環境	(ア) ハローワークなど国・県関係機関及び関係団体との連携による就労支援	○		30	○外国人就労・定着支援研修等の活用による日本語習得(読み書き)	人権・男女共生課	多文化共生プラザに、外国人就労・定着支援研修のチラシを設置し、周知に協力している。	
					○求職者支援制度の活用促進による職業訓練を実施(自己負担なし)	労政課	窓口で制度案内のチラシを設置し、活用希望があればハローワークにつなげる。現在までで実績なし。	
					◎小さな子供がいる家庭やひとり親家庭でも、安心して仕事ができるサポート体制の構築を検討	こども育成課	子育て中の親が安心して働くためのサポートとして、関係機関との連携体制の構築、強化を進めるとともに、保育園、休日保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等の預かり事業の情報発信について、多言語化を検討をする。	
					○就労支援を実践している企業の紹介	労政課	該当企業が見つからず未実施。今後、情報収集して企業を見つけ「労政まつもと」で紹介する。	
	(イ) 労基署等関係機関や企業との連携による就業環境の改善	○		31	○既存機能の周知のため、相談機関をリスト化し多言語による情報発信	労政課	未実施。今年度中にリスト化及び多言語化し、情報を発信する。	
					○問題発生以前に、情報収集ができるよう、ハローワーク窓口などで相談機関をリスト化したチラシを配布	労政課	未実施。今年度中にリスト化及び多言語化し、情報を発信する。	
					○多言語対応のない相談機関と既存の多言語機関(ハローワーク・多文化共生プラザ等)との連携	労政課	相談窓口にて多言語対応が必要なときは、市の多言語相談員の派遣を依頼するなど連携を図る。また、外国人労働者に関する情報の共有を図りたい。	
					◎キーパーソンネットワークなど、通訳派遣のシステムの構築	人権・男女共生課	通訳派遣は行わないが、令和元年度、市内の技能実習生管理団体などの情報共有を図っていく。	
		○		32	○外国人労働者に対する理解を促進するため、外国人を雇用した良好事例などの発信	労政課	該当企業が見つからず未実施。今後、情報収集して企業を見つけ「労政まつもと」で紹介する。	
					○異文化理解の啓発や異文化間の摩擦を解決した具体的事例など、企業に役立つ情報の発信	労政課	該当企業が見つからず未実施。今後、情報収集して企業を見つけ「労政まつもと」で紹介する。	
	(ウ) 外国人住民の起業支援	○		33	○創業支援についての情報発信	商工課	外国人にターゲットを絞ってはいないが、市HPや各種セミナー、商工会議所を通じて情報発信している。	
					◎外国人向けの創業支援セミナーやメンターシップ等の検討	商工課	外国人にターゲットを絞ってはいないが、松本商工会議所が創業セミナー、スクールを実施している。	
○創業志願者に対し、日本語講座等の情報提供					商工課	未実施(これまで、補助制度を利用して創業した外国人で日本語が理解できない人はいなかったため)		
					◎多言語問診票など、現状の多言語表示の活用状況について調査	人権・男女共生課	H30年度、市内50床以上の医療機関に対し、外国人患者対応のアンケート調査を行った。	

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
エ 医療・保健	(ア) 多言語対応可能な病院・薬局に関する情報及び医療問診票の多言語表記		○		34	◎外国人住民が医療機関へ行きやすくするための多言語表示の作成、活用促進（看板・医師用指さし会話帳・多言語対応職員ワッペン等）	医務課	未実施。（関係団体と協議しながら進めていきたい。） 松本市小児科・内科夜間急病センター等では指さし会話帳を整備済。
						病院局	外国人患者対応シート（受付・会計用、医師・看護師用の2種類）により、5カ国語（英語、ハングル語、中国語、ポルトガル語、スペイン語）に対応できるようにした。院内の表示については新病院建設の際に対応できるよう検討中。（松本市立病院）	
						◎多言語表示を利用した「外国人住民にやさしい」医療機関のネットワーク作りの検討	医務課	未実施。（関係団体と協議しながら進めていきたい。）
						◎多言語対応医療機関のリスト化の検討	医務課	未実施。（関係団体と協議しながら進めていきたい。）
						◎多言語対応医療機関の表示（各医療機関や薬局に対応可能マーク等の提示）	医務課	未実施。（関係団体と協議しながら進めていきたい。）
						病院局	院内の表示については新病院建設の際に対応できるよう検討中。（松本市立病院）	
					○多言語対応医療機関従事者に対する研修・啓発を検討	医務課	未実施。（関係団体と協議しながら進めていきたい。）	
	(イ) 医療通訳派遣システムの構築		○		35	○既存の医療通訳システム、通訳者に対する研修・制度などの情報収集	人権・男女共生課	他自治体の取組み等の情報収集を行っている。
							医務課	未実施。（関係団体と協議しながら進めていきたい。） 外国人患者が増加傾向にある松本市小児科・内科夜間急病センターにおいて、音声翻訳機の導入について検討した。
						◎県、近隣都市や医療機関との連携を呼びかけ、実現可能な通訳システムの研究、キーパーソンネットワーク活用の研究	人権・男女共生課	市内医療機関の担当者と情報交換を行うなどし、医療通訳者の育成、確保について研究を行っている。
	(ウ) 健康相談や健康診断の実施	○			36	○既存のサービスの周知を多言語で情報発信（通知封筒多言語化、多言語サービスリスト化）	健康づくり課	通知封筒多言語化は、継続して実施する。多言語サービスリストは、周知の手法が変わり資料での案内はしていない。
							健康づくり課	本人等からの申し出があれば、通訳派遣を依頼し対応している。
○通訳派遣等外国人住民が利用しやすい仕組みの検討						人権・男女共生課	現在、担当課からの通訳派遣依頼により対応している。今後も継続していく。	

(3) 「多文化共生」の地域づくり

大項目	中項目	取組期間			施策 No.	具体的施策 (※◎は新規施策)	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
ア 地域社会に対する意識啓発	○ (ア) 地域住民等に対する多文化共生の啓発及び外国人住民と理解し合えるまちづくり				37	○町会長や民生委員、町内公民館長等地域リーダーへの啓発研修の実施	地域づくりセンター	「並柳団地プロジェクト」の取り組みについて、町会長会及び民生児童委員協議会定例会で報告・紹介している。また、「なみカフェ」への支援について、町会長会及び民生児童委員協議会定例会及びボランティアの会などで報告・紹介し、地区住民によるボランティア活動の視察研修を行い、地区住民のリーダー啓発を行っている。(庄内地区)
							福祉計画課	未実施。(周知啓発のための基盤づくりを行う。)
							中央公民館(地区公民館)	町内公民館館長会等のテーマ別学習会や理事会の場で、多文化共生への啓発に取り組みたい。
						○各会議の研修で出前講座を活用	中央公民館	出前講座を活用して、外国人住民への理解を寄せる人権講座を開催していく。
							人権・男女共生課	多文化共生の出前講座を、H28年度2回、H29年度3回、H30年度2回、R元年度4回実施した。
						◎日本人住民を対象としたやさしい日本語講座の実施	人権・男女共生課	H28年度以降市役所職員を対象に毎年実施している。また、R元年度は、松本市企業人権啓発推進連絡協議会や公民館主事研修会でも実施した。
						○外国人住民が発信する事業への支援	人権・男女共生課	外国人住民が講師として行う講座などについて、プレゼンのアドバイスや情報を発信するなどの支援を行っている。今後も継続して実施する。
						◎キーパーソンネットワークとの連携による啓発	人権・男女共生課	今後、多文化共生の啓発イベントを地区で開催することを考えており、現在登録しているキーパーソンと連携して行いたい。
	◎地域社会に参画している外国人住民の事例紹介	地域づくりセンター	新任町会長の研修会や町会加入のリーフレットで、町会の取組み紹介として、町会に国際班を組織して外国籍住民への回覧板を翻訳したり、日本語教室の取組みを紹介している。(庄内地区)					
		中央公民館	「こいこい松本」を実施して、外国人住民の活躍を紹介している。					
	○ (イ) 多文化共生の拠点づくり(多文化共生プラザ)				38	○多言語事業の実施	人権・男女共生課(多文化共生プラザ)	現在5言語で対応している相談業務を、R2年度からは自動翻訳アプリの導入により11言語以上で対応する予定。
						◎寄り添い型支援の実施	人権・男女共生課(多文化共生プラザ)	実績:H27年度69回、H28年度67回、H29年度84回、H30年度95回、R元年度52回(11月末現在)プラザ業務として委託して継続。
						○情報の収集と提供	人権・男女共生課(多文化共生プラザ)	現在、外国人キーパーソンを中心に情報の収集を行っており、FBやプラザニュースで情報を提供している。継続していく。
						○支援団体等との連携	人権・男女共生課(多文化共生プラザ)	外国人住民の支援団体とは、今後も連携していく。
○理解し合うための交流イベントの実施						人権・男女共生課(多文化共生プラザ)	H29年度:実施回数10回(256人参加)、H30年度:実施回数8回(307人参加)、R元年度:10回(265人参加)(11月末現在)。継続して実施する。(イベントの内容は、料理教室、民族舞踊体験など)	
○拠点周知と多文化共生プラザ活用の促進						人権・男女共生課(多文化共生プラザ)	外国食材店、お寺、教会などに周知を依頼してきた。更なる拠点づくりに向け協力をお願いしていく。	

大項目	中項目	取組期間			施策No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
イ 外国人住民の 自立と社会参画	(ウ) 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催支援		○		39	○広報に関する支援	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)	プラザのメッセージボードにて、多文化共生に関するイベントの掲示を行っている。また、プラザのFacebookでも情報を発信している。
							中央公民館	「こいこい松本」に関し、広報に掲載したり、近隣町会へポスターを配布する等で周知を行っている。
						○企画・運営に関する支援	人権・男女共生課 (多文化共生プラザ)	公民館や福祉ひろばで行われる多文化共生に関するイベントで、企画の支援を行っている。令和元年度は、田川公民館、第一地区公民館、岡田地区福祉ひろばに支援を行った。
							中央公民館	企画時点から参画し、こいこい松本実行委員会とともに検討し、実施している。
	(ア) キーパーソン・ネットワーク、自助組織等の支援	○	○		40	◎キーパーソンネットワークの形成	人権・男女共生課	令和元年10月30日に多文化共生に関する意見交換会を実施。参加者から出た意見をもとに、キーパーソンの具体的な役割について検討を行っており、キーパーソンの登録増とネットワーク構築につなげていく。
						○キーパーソン研修の実施	人権・男女共生課	令和2年3月に開催を予定している。
						○キーパーソンネットワークによる支援	人権・男女共生課	キーパーソンと多文化共生プラザのさらなる連携により、支援できる体制を整えていく。
						○地域づくりセンターとの連携	地域づくりセンター	地域の外国人住民との共生は地域づくりに密接に関係しており、市関係部局で構成する、地域づく関係課調整会議の中でキーパーソンネットワークの構築に向け検討を進めている。
						○キーパーソンネットワークに対する有償の仕組みの検討	人権・男女共生課	キーパーソン講座(並柳プロジェクトの一環)はH30年度で完了し、団地内においては町会役員などの一部の方々ではあるが理解が得られたと感じている。また、並柳団地まちづくり協議会とNPOが運営している「集い場 ふらっと」を会場にして、コーディネーターから困りごと相談などを行っている。引き続き住民の支援のきっかけになるようセンターも連携を取っていきたい。(庄内地区)
	(イ) 外国人住民の意見を施策に反映させる仕組みの導入	○			41	○外国人キーパーソンを「多文化共生推進協議会」委員に委嘱	人権・男女共生課	前期から1名増員し、H30年からは16名中4名を委員とし委嘱した。
						◎プラン関係部局と外国人住民支援等関係者との勉強会の開催	人権・男女共生課	令和元年度開催の多文化共生に関する意見交換会で、参加者から出された意見について関係課につなげ対応について検討を依頼している。
						○外国人キーパーソン懇談会の開催	人権・男女共生課	令和元年度多文化共生に関する意見交換会を実施した。今後は、キーパーソン研修会を定期的に行い、キーパーソンからの意見を聴取する場としていく。
					○外国人住民も情報を得やすい広報	人権・男女共生課	地区住民の交流イベント等、必要な情報の翻訳について関係課と連携して対応していく。やさしい日本語の活用について、関係課にも推進していく。	
						地域づくりセンター	並柳団地町会が取り組む地区住民交流イベントに参加し、町会関係者と意見交換する機会を確保している。(庄内地区)	
					◎地区住民による地区行事等への参画の働きかけ	中央公民館	地区の運動会やスポーツ行事、文化祭などへの参加の呼びかけをしている。	
						人権・男女共生課	各地区で外国人住民が参画するイベントを計画できるよう、関係課に働きかけていく。	

大項目	中項目	取組期間			施策 No.	具体的施策（※◎は新規施策）	関係部局	取組状況及び今後施策を達成するための取組方針
		短期	中期	長期				
(ウ) 外国人住民の地域社会への参画		○	○		42	○外国人住民を学習会等の講師として依頼	地域づくりセンター	講師を依頼するケースは無いが、前述の団地プロジェクト主催の「キーパーソン講座」では、当事者の声として外国由来の方（ブラジル及びペルー国籍）から、団地に住んで感じたこと等について生の声を聞くことができた。（庄内地区）
							中央公民館	公民館利用サークルで、外国人を講師としている外国語教室がある。
							人権・男女共生課	地区公民館からの外国人講師派遣依頼に対応している。今後、さらに多文化交流が進むよう、公民館長会等を通じて企画をお願いしていく。
							地域づくりセンター	並柳団地町会が取り組む住民交流イベントに参加し、町会関係者・参加者と意見交換する機会を出来るだけ確保し、発信可能な情報については町会長会等で発信をしている。（庄内地区） 多文化共生プラザから紹介していただいた講師に、福祉ひろばで開催する「男性ふれあい健康教室」で中国文化を紹介していただいた。中国料理の調理実習に引き続いて行っている「居酒屋公民館」に、講師に参加していただき、参加者と交流を深めた。（中央地区）
							中央公民館	「こいこい松本」を実施して、市内の外国人住民との交流を図っている。
							人権・男女共生課	現在、プラザのFBやレターニュース等でPRを実施。今後、内容の充実を図り継続していく。
(エ) 難民の第三国定住			○	43	○国の動向を注視し、難民の第三国定住について研究を進めます。	人権・男女共生課	国は、令和2年度から第三国定住受入れ拡大を実施します（現在30人/年→5年後までに100人/年）。引続き、国の動向を注視していく。	